

平成28年(行ウ)第84号 大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原 告	光 城 敏 雄
同	光 城 鈴 代
同	光 城 民 雄
同	光 城 涼 子
同	光 城 暢 央
被 告	大東市上下水道事業管理者
	松 本 剛
被告補助参加人	株式会社新田工務店
同 代 表 取 締 役	新 田 正 彦

主 張 整 理 案

事 実

※ 以下、前提事実、争点の設定及び当事者の主張の不足の有無等について確認されたい。

第1 請求【訴え変更申立書】

- 1 被告が松本剛、株式会社三住建設、株式会社新田工務店、岡本建設株式会社及び富田建設株式会社に対し、各自2541万2832円の支払請求を怠ることが違法であることを確認する。
- 2 被告は、松本剛、株式会社三住建設、株式会社新田工務店、岡本建設株式会社及び富田建設株式会社に対し、各自2541万2832円及びこれに対する平成28年4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、松本剛及び株式会社三住建設に対し、各自2541万2832円の支払請求を怠ることが違法であることを確認する。
- 4 被告は、松本剛及び株式会社三住建設に対し、各自2541万2832円及

びこれに対する平成28年4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要等

1 事案の概要 【弁準調書③, ④, ⑥に従って整理】

本件は、大東市の住民である原告らが、大東市の経営する水道事業（地方公営企業法2条1項1号）の執行機関である被告を相手に、地方自治法242条の2第1項3号及び4号に基づき、

(1) 大東市水道局（以下「水道局」という。）の実施した灰塚配水場ポンプ室築造工事（以下「本件工事」という。）に係る事後審査型制限付一般競争入札（地域要件型、以下「本件入札」という。）において、入札に参加した株式会社三住建設（以下「三住建設」という。）、被告補助参加人株式会社新田工務店（以下「補助参加人」という。）、岡本建設株式会社（以下「岡本建設」という。）、富田建設株式会社（以下「富田建設」といい、上記3社と併せて「三住建設ほか3社」という。）が三住建設を受注予定者とする談合を行ったため、適正な競争入札が行われた場合の代金額に比して高額の請負契約（以下「本件原契約」という。）が締結され、大東市がその差額に相当する2541万2832円の損害を被ったことにより、三住建設ほか3社に対して、不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被告がその行使を違法に怠っているとして、被告が三住建設ほか3社に対してそれぞれ上記損害賠償請求をしないことが違法であることを確認するとともに（以下、当該確認請求を「請求1」という。）、「怠る事実の相手方」である三住建設ほか3社に対し、それぞれ上記損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するよう求め（以下、当該損害賠償請求をすることを被告に対して求める請求を「請求2」という。）、

(2) 本件入札実施当時、大東市水道事業管理者職務代理者であった松本剛（以下「松本」という。）が三住建設ほか3社による談合を知り、あるいは知り得

たにもかかわらず、本件入札を実施し、その結果、適正な一般競争入札が行われた場合の代金額に比して高額の本件原契約が締結され、大東市がその差額に相当する2541万2832円の損害を被ったことにより、松本に対して、不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被告がその行使を違法に怠っているとして、被告が松本に対して上記損害賠償請求をしないことが違法であることを確認するとともに（以下、当該確認請求を「請求3」という。）、「怠る事実の相手方」である松本に対し、上記損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するよう求め（以下、当該損害賠償請求をすることを被告に対して求める請求を「請求4」という。），

(3) 松本が追加で工事が必要となることを隠して、本件入札を行い、三住建設との間で本件原契約を締結したという一連の不法行為により、高額な本件原契約及びそれを変更する契約が締結され、大東市が2541万2832円の損害を被ったことにより、松本及び三住建設に対して、不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被告がその行使を違法に怠っているとして、被告が松本及び三住建設に対してそれぞれ上記損害賠償請求をしないことが違法であることを確認するとともに（以下、当該確認請求を「請求5」という。）、「怠る事実の相手方」である松本及び三住建設に対し、それぞれ上記損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するよう求めた（以下、当該損害賠償請求をすることを被告に対して求める請求を「請求6」という。），

住民訴訟の事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実、証拠（書証番号は特記しない限り枝番号を含む。）により容易に認定することができる事実及び当裁判所に顕著な事実）

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも大東市の住民である。

イ 松本は、本件入札実施当時、大東市水道事業管理者職務代理者であった者であり（地方公営企業法13条），同法8条及び9条に基づき，工事請負契約の締結等の業務について、大東市を代表していた。

ウ 三住建設ほか3社は、いずれも大東市内に本店を有する建設会社である（乙4，32）。なお、三住建設は、大東市長である東坂浩一（以下「東坂市長」という。）の父が設立した会社であり、東坂市長は平成24年3月20日まで同社の代表取締役を務め、同日以降現在に至るまで、同人の妹が同社の代表取締役を務めている。

(2) 本件原契約に至る経緯等

ア 大東市水道事業の担当部局である水道局は、平成23年3月、大東市灰塚に所在する灰塚配水場内の配水池を廃止し、施設の更新等を計画的に実行するため、長期的財政収支を踏まえた業務計画を策定した（乙1）。

同業務計画では、平成25年度に、建築後54年が経過し耐震性もない灰塚配水場ポンプ室を取り壊し、配水池跡地に新たなポンプ室を築造し、併せて、設置後30年以上経過している配水ポンプ設備及び電気計装設備を更新することとされた。そのため、本件工事は、灰塚配水ポンプ室を築造する工事の他、上記築造工事に伴う配管工事、取り壊し撤去工事、配水ポンプ設備工事及び電気計装工事等を含んでいる。（以上につき、乙1，弁論の全趣旨【YJS②，⑤】）

イ 水道局は、平成24年8月31日、株式会社関西コンサルタント（以下「関西コンサルタント」という。）との間で、本件工事の設計業務に関する業務委託契約を締結した（乙15）。

関西コンサルタントは、委託された業務内容を意匠関係、構造関係及び建築設備関係に分け、それらを複数の工種担当に分担し業務を遂行していくところ、本件工事に係る設計図（以下「本件設計図」という。乙36，43。）を作成した後、工事費積算のための設計書作成段階において、第

5号・建築付帯設備工事（以下「本件建築付帯設備工事」という。乙17, 37, 44参照。）を積算することを失念したまま、上記工事に係る記載のない設計書（乙16）を作成し、本件設計図とともに水道局に提出した（乙35）。

ウ 水道局は、本件入札に関し、大東市水道局事後審査型制限付一般競争入札（地域要件型）実施要領（以下「本件実施要領」という。乙3。）を作成し、平成25年8月29日、入札公告を実施した。本件実施要領には、概ね以下の記載がある。

(ア) 競争入札に付すべき事項等は、以下のとおりである（本件実施要領1項）。

a 工事名称

灰塚配水場ポンプ室築造工事

b 工事場所

大阪府大東市灰塚4丁目1番1号

c 工事概要

(a) 建物等規模

鉄筋コンクリート造、平屋建、床面積443.38m²

(b) 工事内容

ポンプ室築造工事 1式

1000m²配水池取壊し工事 1式

場内整備工事 1式

d 予定価格及び最低制限価格

予定価格 : 1億5626万1000円（税込金額）

1億4882万円（税抜金額）

最低制限価格 : 1億1444万8950円（税込金額）

1億0899万9000円（税抜金額）

- (イ) 本件入札の入札参加資格要件では、地方自治法234条2項、地方自治法施行令167条の5及び大東市水道局事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱（乙2。以下「本件要綱」という。）4条の規定等に基づき、登録の住所（本店）が大東市内の者で、かつ、経営事項審査結果通知書（審査基準日が平成24年2月27日以降のもの）の建築工事の種類「建築一式」の総合評定値が650点以上であること（JVを除く。）、また過去10年間に国又は地方公共団体の元請けとして、建築工事の工事施工実績があることなどの要件が課されていた（本件実施要領2項）。
- (ウ) 本件入札の申請書類の配布期間は、平成25年8月29日から、受付期間は同年9月9日から同月18日までとされた。一方、設計図書等は有料販売とされ（本件実施要領3項、4項）、入札参加希望者は、本件工事に係る設計書（以下「本件設計書」という。乙42。）及び本件設計図を購入することができたが、本件設計書には本件建築付帯設備工事に係る記載がされていなかった。
- (エ) 入札参加希望者は、入札時に入札書とともに価格内訳書を提出する必要がある（本件実施要領11項）。
- エ 関西コンサルタントは、平成25年9月25日、上記イのとおり、本件建築付帯設備工事を積算することを失念したことに気付き、同日、水道局にその旨伝えたが、水道局は、本件入札を続行することに問題はない旨判断し【YJS⑥】、同年10月2日、本件入札を実施したところ、三住建設が予定価格の94.98%に当たる1億4135万円（税抜金額）で応札して、落札した。三住建設の他に本件入札に参加申請したのは補助参加人、岡本建設及び富田建設の3社であり、いずれも予定価格の95%を超える価格で応札している。（以上につき、甲3、乙4）
- オ 水道局は、三住建設に対し、本件要綱9条に基づき事後審査型制限付一

般競争入札参加資格確認申請書等の提出を求め、提出された同申請書等を基に入札参加資格要件の審査を行い、平成25年10月8日、三住建設を落札者とすることを決定し、同月15日付で、同社との間で本件原契約を締結した。三住建設は、同月16日、本件工事に着工した。（以上につき、甲4、乙5、46、47）

(3) 本件原契約の変更に至る経緯

松本は、平成26年4月1日、本件建築付帯設備工事を追加するためには本件工事の設計変更が必要である旨判断し、同設計変更に係る契約締結等に関する決裁を経た上で、三住建設との間で、上記設計変更に係る契約（以下「本件変更契約」という。）を締結した。

なお、本件変更契約は、同年11月14日、配管工事の際に想定外の施工上障害となる不明管が発見されたことから、その調査及び撤去のために工期の変更がされている。【答弁書2頁（2（6）の部分）】（以上につき、乙7～14、弁論の全趣旨）

(4) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告らは、平成27年2月27日、情報公開請求により本件入札に係る資料を取得し、平成28年1月8日、大東市監査委員に対し、本件入札と本件原契約締結により大東市に損害を与えたなどとして住民監査請求を行ったところ、同監査委員は、同年2月24日付で、同監査請求には理由がないとして、これを棄却し、原告らにその旨通知した（甲1、2、弁論の全趣旨）。

イ 原告らは、平成28年3月23日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

3 争点

(1) 本案前の争点（請求3～6）

適法な監査請求の前置の有無（地方自治法242条2項の適用の有無、同項ただし書の「正当な理由」の有無）（争点①）

(2) 本案の争点

- ア 談合をした三住建設ほか3社に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実（請求1，2）について
- (ア) 三住建設ほか3社による談合の有無（争点②）
 - (イ) 談合により大東市に生じた損害の有無及びその額（争点③）
- イ 談合を知りあるいは知り得たのに本件原契約を締結した松本に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実（請求3，4）について
- (ア) 三住建設ほか3社による談合の有無（争点②）
 - (イ) 松本が談合を知りあるいは知り得たか否か（争点④）
 - (ウ) 談合により大東市に生じた損害の有無及びその額（争点③）
- ウ 本件建築付帯設備工事（追加工事）の存在を隠して、本件入札から本件原契約締結に至るまでの一連の行為をした松本及び三住建設に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実について
- (ア) 本件建築付帯設備工事を含めずに本件入札を行い、本件原契約を締結した行為の違法性の有無（争点⑤）
 - (イ) 本件原契約により大東市に生じた損害の有無及びその額（争点⑥）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点①（適法な監査請求の前置の有無）について

（原告らの主張）【X J S④第1，⑤】

以下のとおり、本件訴えのうち請求3から6までに係る部分についても、適法な監査請求が前置されているから、本件訴えは適法である。

ア 地方自治法242条2項の適用の有無について

すなわち、請求3及び4については、本件入札における談合行為に関し、松本が負う不法行為責任追及を被告が怠っている事実を主張するものであり、真正怠る事実の主張であるから、地方自治法242条2項は適用されない。

また、請求5及び6については、本来一体であるはずの工事のうち一部を除外して本件入札を行い、工事全体についての競争入札を回避して、違法な本件原契約を締結した松本及び三住建設が負う不法行為責任追及を被告が怠る事実を主張するものであり、真正怠る事実の主張であるから、やはり地方自治法242条2項は適用されない。

イ 地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」の有無について

仮に、上記各請求が不真正怠る事実に係る請求であるとしても、本件入札の実務に関わっている業者や担当職員ではない原告らが本件入札に係る談合について知る由はなく、原告らが大東市において談合による高値入札が日常的に行われていることを知る契機となったのは、大東市の市民会館2階ホール増築他建築工事に係る事後審査型制限付一般競争入札（以下「市民会館に係る入札」という。）において入札者が100%で落札した事実を知った時点である。そして、同入札に関しては、平成26年10月27日に監査請求をしたもの、同入札が特別なものではなく、大東市が実施した他の事後審査型制限付一般競争入札についても同じ問題があるのでないかと気付き、公文書公開請求等を行い、情報が得られたものから監査請求を順次行ってきた結果、本件監査請求をした日が平成28年1月8日になったものである。

したがって、本件原契約締結の日又は終わった日から1年を経過して監査請求を行ったことにつき、地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」があることは明らかである。

(被告の主張)【YJS④第1, ⑥第3】

以下のとおり、本件訴えのうち請求3から6までに係る部分については、適法な監査請求の前置を欠くものであって、不適法である。

ア 地方自治法242条2項の適用の有無について

本件監査請求のうち請求3から6までに係る部分については、本件原契

約の締結権限を有していた松本がした同契約の締結に基づいて発生する損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としてされたものであり、実質的には財務会計上の行為たる本件原契約を違法と主張してその是正を求める趣旨と解されることからすると、本件原契約の締結日を基準として地方自治法242条2項が適用される。

そして、本件原契約を締結した平成25年10月15日から1年を経過した後である平成28年1月8日に同監査請求がされているから、本件監査請求のうち上記部分は監査請求期間を徒過してされたものである。

イ 地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」の有無について

原告光城敏雄は、大東市議員として常時オンブズマン活動を行っている上、原告らが情報公開請求によって、本件工事に関する一連の資料を入手したのは平成27年2月27日であったのに、本件監査請求をしたのはそれから10か月以上経過した後であるから、上記「正当な理由」は認められない。

(2) 争点②（三住建設ほか3社による談合の有無）について

(原告らの主張)【訴状第2、訴状訂正(H28.6.20)第3】

ア 入札参加資格要件について

水道局は、本件入札において、「事後審査型制限付一般競争入札制度」の名の下に「地域要件型」を導入し実行しているところ、これは、公正かつ自由な競争入札を趣旨とする地方自治法234条が本来予定する一般競争入札から著しく逸脱するものである。

イ 三住建設ほか3社による関係、近時の入札状況等

そして、本件工事を落札した三住建設は、東坂市長が以前代表取締役を務めていた会社であり、現在は東坂市長の妹が同社の代表取締役を務めていることからすると、東坂市長の身内企業といえる。さらに、本件入札に参加した補助参加人、岡本建設及び富田建設においても、大東市や東坂市

長と関わりの深い地元企業であり、日頃より談合等が行える癒着した関係にあった。

事実、本件入札の後に行われた大東市における入札においても、三住建設ほか3社は次のように関係している。すなわち、市民会館に係る入札においては、入札に参加した株式会社オオヨドコーポレーション及び三住建設が予定価格を超える応札をして失格となり、富田建設が100%の落札率で落札し、それを東坂市長ら職員は積極承認している。また、大東市の四条北小学校プール改築等建築工事の入札においては、亀井エンジニアリング株式会社と、新田工務店、岡本建設及び富田建設が入札に参加しているところ、新田工務店と富田建設は予定価格と全く同額で応札しており（岡本建設はその後辞退）、これにより、亀井エンジニアリング株式会社が99.8%の落札率で落札している【※答弁書2頁】。

一方、三住建設ほか3社が関わらずに行われた大東市における競争入札の落札率をみると、北条西小学校跡地活用機械設備工事の入札においては、浦安工業株式会社大阪支店が75.3%の落札率で落札しているなど、高値とはいえない。

ウ 本件入札の状況

本件入札では、富田建設が1億4850万円（税抜、予定価格の99.78%）、補助参加人が1億4800万円（税抜、予定価格の99.45%）、岡本建設が1億4390万円（税抜、予定価格の96.69%）と、およそ落札する気もないほどの高額で応札しており、結果として三住建設が1億4135万円（税抜、落札率94.98%）という異常な高値で落札している。

エ 小括

東坂市長は、建設会社の元代表者として、息のかかった入札業者らが適宜高値で落札し得るよう、その業者らと共に談合し、入札を実施しており、

そのことは、東坂市長が市長に就任して以降、格段に上記業者らが優遇された条件で入札していることからも明らかであって、本件入札についても、一連の談合の一環といえる。

(被告の主張)

ア 入札参加資格要件について【YJS②第1の2】

原告らは、本件入札の入札参加資格要件では競争性が阻害される旨主張するが、同入札参加資格要件については、大東市水道局事後審査型制限付一般競争入札資格審査会の審査に付され、同審査会が平成25年8月16日に、予定価格が1億円超え、2億円未満の建築工事であるため、本件要綱4条に基づき、市内に本店を有する業者であること、経営事項審査結果通知書による建築一式の総合評定値が650点以上の者であることなどの地域要件を含む入札参加資格要件を決定したものである上、この要件を満たす業者は、市内に6社あることからも、競争性が担保されるものであった。

イ 近時の入札状況等【YJS④第2】

(ア) 平成22年5月18日から平成27年11月17日までの間に大東市で実施された予定価格5000万円以上の入札のうち、制限付一般競争入札の形式で実施されたものは、本件入札を除いて14件あるところ、確かに、上記各入札の落札率は、平成25年頃を境に高止まり傾向を示している。しかし、平成25年頃以降、実勢価格に即して設定された予定価格が、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の影響で人件費や資材価格が急騰したことによって、入札実施までの間に実勢価格を下回り、入札が不調・不落に終わる事態が生じるようになったこと、また平成26年に入り、大東市の近隣市を含む近畿圏でも入札の不調・不落が相次ぐようになったことが認められるのであるから(乙19~26)、上記落札率の高止まりは、人件費及び資材価格の高騰が原因で生じたものであ

る。したがって、上記落札率の高止まりの事実のみをもって、恒常的な談合の存在を推認することはできない。

- (イ) 次に、落札状況をみると、確かに、平成25年以降は、それ以前と異なり市内の会社が落札する割合が増加しているが、この割合の変化は、大東市外に本店を有する建設会社の応札が減少したことによるものと考えられる(乙18参照)。そうすると、やはり上記割合の変化から、恒常的な談合の存在を推認することはできない。
- (ウ) さらに、平成25年以降に市内業者が単独で落札した7件の入札の内訳を見ると、三住建設、補助参加人及び富田建設が落札したものが多くを占めているが、それらの業者の総合評定値の高さ等からすれば、かかる事情は不自然なものではない。
- (エ) 原告らは、大阪市市民会館2階ホールの増築他建築工事に係る競争入札において、入札に参加したもののうち2社が予定価格を上回る価格で応札し、また富田建設が予定価格と同額で応札したことが極めて不自然であること等から、恒常的な談合を推認し得る旨主張する。しかし、上記(ア)のとおり、入札の不調・不落が相次ぐ状況であったことからすれば、上記富田建設らの応札態度が不自然なものということはできない。
- (オ) したがって、三住建設ほか3社による恒常的な談合の存在を推認することはできず、本件入札においても談合があったとは認められない。

(補助参加人の主張)【補助参加人JS】

争う。

- (3) 争点③(談合により大東市に生じた損害の有無及びその額)について
(原告らの主張)【訴状訂正(H28.6.20)第2の6, 訴え変更申立書】

三住建設ほか3社による談合により大東市が被った損害は、本件入札における落札価格と正当な競争が行われた場合に期待し得る落札価格との差と解

すべきところ、談合が行われていないであろうと解される北条西小学校跡地活用機械設備工事に係る入札の落札率が75.3%であったことからすると、本件入札においても正当な競争が行われていたのであれば、予定価格の80%である1億2500万8800円（税込）が適正な落札価格である。したがって、現に三住建設が落札した価格との差額である2340万8700円が本件原契約締結による大東市の損害となる。

加えて、二度にわたる本件原契約の変更は、随意契約の方法で行われており、合計1002万0660円が増額されているところ、正当な競争入札により価格が決定されていれば、その80%を下回る契約金で発注することができたと考えられるのであって、現に増額された価格との差額である200万4132円が本件原契約の変更による大東市の損害となる。

したがって、三住建設ほか3社の談合により大東市が被った損害は、2541万2832円を下らない。

(被告の主張)

争う。

(4) 争点④（松本が談合を知りあるいは知り得たか否か）について【訴状訂正（H28.6.20）6頁、弁準調書⑥】

(原告らの主張)

上記(2)（原告の主張）のとおり、三住建設ほか3社は、本件入札において談合したところ、松本は、上記談合を知りながら、あるいは知ることができたのに本件原契約を締結したのであって、共同不法行為が成立する。

(被告の主張)

上記(2)（被告の主張）のとおり、本件入札には談合が存在しないことから、原告の主張は前提を欠く。

(5) 争点⑤（本件原契約に本件建築付帯設備工事を含めずに本件入札を行い、同契約を締結した行為の違法性の有無）について

(原告らの主張)

ア 地方自治法は、地方公共団体の締結する契約について、原則として一般競争入札をすることを求めているところ（同法234条）、それは工事の一部のみを競争入札にすれば足りるというものではない。【XJS④2頁】

イ 「入札公告の内容の変更がその主要部分を変更することとなり、そのため競争参加者の利害に影響するものであるとき」は、入札公告の内容を変更する必要がある（乙6）。

そして、水道局は、本件入札の公告時から本件入札の実施時までの間に、関西コンサルタントより本件設計書から本件建築付帯設備工事が漏れている旨の報告を受けていたところ、本件建築付帯設備工事がされないまま本件工事を終了すれば、ポンプ室としての用を全く果たさない築造物となるのであるから、松本は、入札公告の内容に本件建築付帯設備工事を追加し、主要な部分を変更する必要があった。それにもかかわらず、松本は、公告内容を変更せずに本件入札を実施したのであるから、本件原契約を締結した松本の行為は違法である。【XJS①】

ウ 被告は、入札参加予定者は、入札公告時に公表されている本件設計書（乙42）を基に入札額を積算しているところ、本件設計書には本件建築付帯設備工事が記載されていないことから、三住建設ほか3社は、これらの工事が本件入札の対象外であったことを十分承知していた旨主張する。

しかし、一般に、入札参加予定者は、入札金額の積算をする場合、設計図を「正」として入札対象となる工事内容を把握し、設計書は、積算において設計図を補充するための資料にすぎない。そのため、本件入札においても、三住建設ほか3社は、本件建築付帯設備工事が含まれている本件設計図（乙43）を「正」とし、本件建築付帯設備工事を含む工事として積算したものといえる。また、一般的に、設計図に含まれているのに設計書には記載のない工事について、入札対象としないのであれば、その旨を明

確にするため設計書に「別途する」等記載することになるところ、本件設計書にはその旨の記載もない。そうすると、三住建設ほか3社がまともに積算しているのであれば、当然本件建築付帯設備工事を含む工事として積算しているはずである。

それにもかかわらず、本件入札を実施し、本件原契約を締結した後に、本件建築付帯設備工事に関し随意契約を締結することは、大東市が三住建設に対し、二重に請負代金を支払うものであり、不当違法な契約といえる。

【X J S⑥, ②第1】

エ 被告は、本件建築付帯設備工事の代金が入札予定価格に比して少額であったこと、また落札者との間で付帯する設備工事に関し随意契約を締結することは大阪府のガイドラインで認められていること等を理由として、本件建築付帯設備工事を含めないまま本件入札を実施し、本件原契約を締結するに至ったことを正当化するが、本件建築付帯設備工事自体の価格について適正さが要求されるのであって、入札予定価格との比率を検討することに意味はない。その上、そもそも入札公告時に公表された本件設計図に既に記載されていた工事を追加工事と称して、追加的に代金を支払ったものであるから、入札時に全く含まれていなかった新たな工事について落札者と随意契約を締結する上記ガイドラインの予定している事案とは異なる。その他被告が主張する理由についても、何ら正当化し得るものではない。【X J S⑥】

(被告の主張)

ア 被告は、本件入札の公告時から本件入札の実施までの間に、関西コンサルタントより、本件設計書から本件建築付帯設備工事が漏れている旨報告を受けたが、本件入札の実施日まで土曜日、日曜日を含め6日しかない状況の中で、①本件建築付帯設備工事は本件工事の主要部分でなく、その概算額が400万円から500万円程と予想され、入札予定価格の数%程度

にすぎないこと、②本件入札の落札者が決定した後、本件建築付帯設備工事に関し随意契約を締結することは、大阪府ガイドライン（乙39）記載の随意契約を締結することが一般的に認められる事例に該当すること、③競争入札による煩雑さ、経費の増加及び相手方の決定の長期化等からすると、競争入札にすることが必ずしも有利になるとは限らないことなどから、本件入札を続行することに問題はないと判断し実施したのであって、何ら違法はない。【YJS⑦、②3頁、⑤、⑥第2】

イ また、本件入札において、本件建築付帯設備工事が対象外工事とされたことは、入札参加予定者が入札公告時に公表される設計図書等を購入し、これを基に入札額を積算していることからすれば、同参加予定者において十分承知しているところであり、競争性・公平性・透明性の確保は問題とならない。【YJS⑦】

さらに、落札候補者は、入札参加資格要件の審査に必要な書類として工事費内訳書等を提出することとされているところ（乙46）、三住建設が水道局に提出した工事費内訳書（御見積書、乙47）の工事総括表欄には「建築付帯設備工事」が記載されていないのであるから、三住建設が、本件建築付帯設備工事が本件入札の対象工事でないことを前提に入札へ参加したことは明らかである。【YJS⑧】

ウ したがって、原告らが主張するように意図的に本件建築付帯設備工事を隠蔽して、本件入札を実施し、本件原契約を締結したものでないことは言うまでもない。【YJS⑤】

(5) 争点⑥（本件変更契約により大東市に生じた損害の有無及びその額）について

（原告らの主張）【訴え変更申立書第2の2】

上記(4)（原告らの主張）のとおり、松本は、本来一体であるはずの工事のうち重要な一部分を除外した上で本件原契約を締結し、結果として、三住建

設と随意契約の方法で本件変更契約を締結するに至ったことにより大東市が
被った損害は2541万2832円を下らない。

(被告の主張)

争う。